



※1

# 事業所から出たごみの処理は、

# 事業者の責務です。



# 家庭ごみとして出すのは違法です。

個人は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)が科せられる場合があります

※1 商店・飲食店・工場・事務所・旅館・ホテル・民泊・簡易宿所・学習塾・福祉施設・学校・病院・薬局・理髪店・大工や工務店、設計事務所・農家・漁業関係・不動産会社・官公署・神社・寺院などを事業所といたします。規模の大小や営利目的の有無は問いません。



## 家庭ごみ

「家庭で生活する中で出るごみ」のこと。



市が配布しているごみカレンダーにしたがって、集積場に出してください。

**注** 事業所から出るごみは、家庭ごみの集積場には出せません。

Q. 店舗兼住宅の場合は?  
A. 店舗部分から出るごみは、事業所のごみになります。

## 事業所から出るごみ

### ① 事業系一般廃棄物

(産業廃棄物以外の全てのごみ)

例：生ごみ、書類、布類、木製品、草、木 など

**注** 市は収集しません! 下記の「一般廃棄物収集運搬許可業者」へ委託してください。

### ② 産業廃棄物

建設現場・工場などから出る法律で定めた20種類のごみ。

市では収集していません! 産業廃棄物許可業者は、(一社)兵庫県産業資源循環協会(☎078-381-7464)へお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者	所在地	電話番号	備考
(有)クリーン・サービス	淡路市志筑1802番地1	0799-62-2150	
(株)淡路紙料センター	淡路市塩田新島2番地5	0799-62-1118	古紙の受入もOK
仲田環境サービス	淡路市岩屋478番地1	0799-72-4237	事業系ごみに限る
(株)淡路観光開発公社	淡路市岩屋1187番地1	0799-72-0201	
関西技研(株)	淡路市久留麻26番地3	0799-74-0358	
淡路清掃(株)	南あわじ市山添606番地1	0799-45-0413	
鳥取興業(株)	南あわじ市福良丙253番地	0799-52-2068	古紙の受入もOK

※委託は有料となります。直接、料金やごみの種類、排出方法などを十分確認してください。